

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策 1 基本的人権を尊重する教育の推進

施策 2 人権啓発活動の推進

施策 3 心の教育の推進

施策 4 ボランティア・福祉教育の推進

施策 5 生徒指導・教育相談体制の充実

施策 6 児童生徒の健康の保持増進

施策 7 運動習慣の形成と体力向上の推進

施策 8 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策１ 基本的人権を尊重する教育の推進

—現状と課題—

人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、いじめ^{*}の深刻化、虐待等、人権に係る様々な問題が発生しています。

そこで、子どもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が行動や態度に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが重要です。

さらに、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、北本市男女共同参画プラン^{*}の趣旨に沿った教育を着実に推進することが重要です。

■施策の方向性

- 人権教育推進体制の充実を図ります。
- 学校教育及び社会教育における人権教育を推進します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育を推進します。

■主な取組

- 人権教育推進体制の充実
 - ・小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。
 - ・小・中学校における児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実させ、家庭や地域の関係機関と連携し、児童虐待を防止します。
- 学校教育及び社会教育における人権教育の推進
 - ・小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。
 - ・各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。
 - ・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラム^{*}を普及させます。
 - ・同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進
 - ・男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。
 - ・次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。



人権教育に係る研修



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策２ 人権啓発活動の推進

—現状と課題—

本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。今後も引き続き人権啓発活動の推進が求められます。

■施策の方向性

- 人権教育啓発資料を刊行して、人権啓発活動の推進を図ります。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発を図ります。

■主な取組

- 人権教育啓発資料の刊行
 - ・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発
 - ・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。



人権教育啓発資料

北本市児童憲章

北本っ子未来へのちかい

わたしたちは
緑にかこまれた北本の未来のために、
明るく、たくましく、
自分の道を進んでいくことを約束し、
ここに「北本っ子未来へのちかい」を定めます。

いのち・健康
すべての命を大切にし、元気に自分らしく生活します。

夢・希望
夢をかなえるため、未来に向かって挑戦します。

友情・思いやり
相手の気持ちを考え、友だちの輪を広げていきます。

感謝・礼儀
感謝の心を持ち、大きな声であいさつをします。

自然・ふるさと
緑いっぱい、ふれあいいっぱいの北本をつくります。

(平成13年10月25日制定)

北本市児童憲章
「北本っ子未来へのちかい」

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 心の教育の推進

—現状と課題—

今の子どもたちは、少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感などについての意識が弱くなってきています。

生命を大切に、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな心をはぐくむためには、学校・家庭・地域が一体となって心の教育に取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 学校の教育活動全体をととして、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。
- 学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。

■主な取組

- 道徳の時間における学習指導の工夫
 - ・心のノートや彩の国の道徳など、各種資料を効果的に活用するとともに、話し合いの形態などを工夫することで、児童生徒の多様な感じ方や考え方を引き出し、道徳的実践力を育成します。
- 特別活動・部活動の充実
 - ・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。
 - ・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。
 - ・より専門的な指導を補完できる部活動の指導員を配置して、充実した部活動を推進します。
- 体験的な学習等の推進
 - ・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。

○北本ふれあい家族の日の取組の実施

- ・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深め、改めて家族を振り返り、家族のあり方を考えるきっかけとします。

○こころの教育推進事業^{*}の実施

- ・児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図るため、小学校に芸術やスポーツなどに専門的な経験や知識をもった講師を配置します。



小学校自然体験



北本ふれあい家族の日

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

—現状と課題—

児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感し、福祉や介護への関心を高め、より良い生き方を目指していくことはとても大切なことです。

今後、さらに高齢化が進行する中で、福祉や介護に関する問題を主体的に取り組む姿勢を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向性

- 児童生徒の発達段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

■主な取組

- ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進
 - ・児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者に対する思いやりの心をはぐくむため、体験活動、施設訪問などを行います。
- 関係団体との適切な連携
 - ・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。



小学生による車椅子体験



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

—現状と課題—

年齢に応じて身に付けるべき規範意識や社会でのマナーを身に付けられていない子どもたちが増えていることにより、小1*プロブレムや学級崩壊*などへの対応が課題となっています。子どもたちの問題行動の予防や解決に当たっては、家庭と連携して、一貫性をもった生徒指導体制をすべての学校で整備することが必要です。

また、少年非行については、全国的に刑法犯で検挙・補導された中学生の割合が高校生の割合を上回るなど低年齢化が進み、再非行の割合も高い状況です。少年非行を防止するための取組や、非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、関係機関と連携して取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動をとおして積極的な生徒指導を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行問題行動の防止や有害環境から子どもを守る取組を行います。
- 非行など様々な問題を抱える少年の立ち直り支援に向けた取組や家庭への支援を推進します。

■主な取組

- 児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実
 - ・子どもたちの視線に立った指導を、保護者との連携を図りながら実施します。
 - ・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。
- 教職員の共通理解に基づく指導の推進
 - ・いじめ*、不登校*等の問題に対して、「どの子どもにも」「どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。
 - ・いじめについて、アンケートを毎月実施し、被害者の立場に立った指導、早期発見・解消を目指します。
- 教育相談体制の充実
 - ・教育センターにおける学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。

- ・生徒の不登校^{*}、いじめ^{*}等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員^{*}による教育相談活動を推進します。
 - ・児童生徒がおかれた家庭、友人関係等の諸問題について解決を図るため、スクールソーシャルワーカー^{*}の活動を推進します。
- 学校間連携の推進
- ・中1ギャップ^{*}を解消するために小・中学校教員の連携・交流をとおり、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるように支援します。
- 校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携
- ・連絡協議会を開催し、学校同士の連携やP T A、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。
 - ・市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。



北本市健全育成連絡協議会



学校と警察の連携に係る研修会

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策6 児童生徒の健康の保持増進

—現状と課題—

子どもたちを取り巻く生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えています。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患の増加、性に関する問題行動、生活習慣病や薬物乱用、食生活の乱れなど、様々な健康に関する課題が顕在化しています。

学校・家庭・地域が連携して、子どもの生活リズムを整えることなど、子どもの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、学校では、学校の保健計画に基づき校内の指導体制を整備することが求められています。

■施策の方向性

- 学校、家庭、学校医等の連携を密にして、組織的な学校保健活動を推進します。
- 国や県の食育推進計画を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 性に関する問題行動や喫煙、飲酒、薬物乱用の防止など、生徒指導とも関連させながら、学校保健に係る現代的課題として対応する教育を推進します。

■主な取組

- 学校保健活動の充実
 - ・各小・中学校で学校の保健計画を作成するとともに、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立する等、子どもたちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。
 - ・保健教育を効果的に進め、子どもたちが生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。
- 学校環境衛生の維持管理
 - ・学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めるとともに、放射能汚染から児童生徒を守ります。
- 食育の推進
 - ・子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し朝食欠食の解消に取り組みます。
 - ・栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を活用し、食育の充実に努めます。

- ・学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実を図ります。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。
- ・給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食に対する関心を高め、理解を深めます。
- ・保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。
- ・学校給食衛生管理基準に基づく学校給食調理場における衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。

○性に関する指導の推進

- ・担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子どもたちの心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。

○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。
- ・保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、児童生徒が自ら考え、適切な判断ができるような指導を推進します。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関とが連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。



食育授業研究会



薬物乱用防止教室

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

—現状と課題—

子どもの日常生活から運動や遊びの時間・空間・仲間が減少しており、北本市の児童生徒の全体としての体力は県平均値よりやや良い状況にあるものの、昭和60年頃をピークに低下、停滞傾向にあります。

運動習慣の形成と体力の向上を推進するには、体育授業のより一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体力向上に取り組むことが重要です。

また、学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる顧問教員などの確保が課題となっています。

■施策の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標」(体力)を推進します。
- 体力向上推進校^{*}を核に、学校体育の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組みます。
- 専門的な技術指導ができる地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組みます。
- 児童対象の運動教室を開催し、児童のスポーツに親しむ動機付けを行います。

■主な取組

- 「教育に関する3つの達成目標」(体力)の推進
 - ・「体力」達成目標について、児童生徒一人ひとりの体力向上目標値を設定し、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。
- 学校体育の充実
 - ・体力向上推進委員会^{*}において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討し、各小・中学校での実践、検証に生かします。
 - ・体力向上推進校において、体力向上のための研究実践を推進し、その成果を市内の学校に広めます。
 - ・体育の授業研究会を開催するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。
 - ・水泳や中学校武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。

○体育的活動の充実及び外遊びの奨励

- ・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的行事を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。

○運動部活動の充実

- ・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者を活用するとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。
- ・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。
- ・夏休み期間等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。

○児童対象の運動教室の開催

- ・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、基礎・基本の定着を図ります。



小学校体育実技講習会



必修化された武道（柔道）の授業



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

—現状と課題—

登下校時や校内においての様々に変化する周辺環境の中で、学校は、児童生徒を守るための安全確保に努めています。

児童生徒には、今後、地震や火災等の災害や不審者への対応など、自ら考え判断し、適切に行動する危機対応能力の基礎を培うための教育が必要となっています。

また、東日本大震災以後、学校の被災時における迅速な避難体制の整備と、さらなる危機管理体制の確立が求められています。

さらに、地域における安全確保については、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを守る体制づくりが大切です。

■施策の方向性

- 大切な命を守るために、交通安全教育を徹底します。
- 東日本大震災の教訓を生かした防災体制を整備します。
- 児童生徒の登下校の安全を見守る地域との連携を図ります。

■主な取組

○交通安全の推進

- ・通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導、定期的な安全点検をはじめ、保護者と連携しての点検等をきめ細かに実施し、改善します。
- ・児童生徒の身近な通学路を含む地域安全マップ^{*}を作成し、授業で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。
- ・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶための交通安全教室を実施します。

○災害安全（防災）の推進

- ・災害時に適切な行動を取ることができるような児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。
- ・北本市危機管理指針^{*}との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。

○生活安全の推進

- ・教職員の危機管理意識を高めるための研修を実施します。
- ・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。

- ・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。
- ・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。
- ・あんしんまちづくり学校パトロール隊^{*}（スクールガード）の活動を推進します。
- ・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。



あんしんまちづくり学校パトロール隊による見守り活動等

